

改正後		改正前	
(付表) 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書			
(平成 年分)		氏名 _____	
供用廃止設備の明細	種 類	①	
	設備の名称	②	
	賃借年月日	③	・ ・ ・ ・ ・
	リース契約期間の月数	④	月 月 月
	リース契約期間の末日	⑤	・ ・ ・ ・ ・
	事業の用に供しなくなった年月日	⑥	・ ・ ・ ・ ・
	リース費用の総額	⑦	円 円 円
	基準リース料 (⑦ × $\frac{60}{100}$)	⑧	
	リース税額控除限度額 (⑧ × $\frac{15}{100}$)	⑨	
	供用廃止設備の計算	供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑩)	⑩
供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑪)のうちの当該設備に係る金額		⑪	
供用廃止設備基準リース料割合 ($\frac{⑩}{⑪} \times 100$)		⑫	% % %
供用廃止設備のリース契約期間の残月数 (⑤ - ⑥)		⑬	月 月 月
供用廃止期間割合 ($\frac{⑬}{④} \times 100$)		⑭	% % %
供用年のリース特別控除額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑬の供用年分の金額)		⑮	円 円 円
⑮のうち、左記の設備に係るリース特別控除実施額 ($\frac{⑮}{⑬} \times ⑭$)		⑯	
供用年のリース税額控除実施額 (⑮ - ⑯)		⑰	
供用年後における繰越税額控除限度超過額(控除実施額)の合計額 (リース資産の使用状況に関する明細書の⑬のうち供用年後の各年分の金額の合計額)		⑱	
供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑲の各年分の金額)		⑲	
リース税額控除実施額の計算	⑲のうち供用年の前年以前3年分の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	⑳	
	⑳のうち、左記の設備に係る繰越税額控除限度超過額(控除実施額)の合計額	㉑	
	㉑のうち、左記の設備に係る繰越税額控除限度超過額(控除実施額)の合計額	㉒	
	㉒ × $\frac{⑭}{⑬}$	㉓	
	供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額相当額 ($\frac{㉓}{⑬} - ⑲ - ⑳$)	㉔	
	供用年のリース税額控除実施額 ((㉔ - ㉑) × $\frac{15}{100}$)	㉕	
	供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額 ($\frac{㉔}{⑬} - ⑲$)	㉖	
	供用年後のリース税額控除実施額 ($\frac{㉕}{⑬}$ 又は $\frac{㉕}{⑬}$ のいずれか少ない方の金額)	㉗	
	リース税額控除実施額 (㉗ + ㉓)	㉘	
	供用廃止設備における供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額 ($\frac{㉖}{⑬} - ⑲$)	㉙	
本表の繰越税額控除限度超過額(控除実施額)の計算	差引本年税額控除限度超過額(特別控除に関する明細書(本表)の㉚)	㉚	
	供用廃止年における供用年の取得に係る繰越税額控除限度額(特別控除に関する明細書(本表)の⑬)の⑬の供用年分の金額	㉛	
	供用廃止年における供用年の前年以前3年内の繰越税額控除限度超過額の合計額(特別控除に関する明細書(本表)の⑲)の⑲の各年分の金額の合計額	㉜	
	㉛ - ㉜ - ㉚	㉝	
	㉝と㉙のいずれか少ない方の金額	㉞	
	同上のうち、事業の用に供しなくなった期間に対応する金額 ($\frac{㉞}{⑬} \times ⑬ \times ⑬$)	㉟	
	(㉞ - ㉟) × ⑬ (赤字のときは0)	㊱	
	本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額 (㉞ + ㊱)	㊲	
		参 考 事 項	
		(新 設)	

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(付表) 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者がその年の前年以前4年内の年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた経営革新設備を、その年の事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の5第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」(本表)とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑬」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑥」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額(当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。)を記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄、「⑮」欄及び「⑳」欄から「㉑」欄までの各欄には、供用年のリース特別控除の対象設備のうち既に供用廃止設備に該当することとなった他の経営革新設備がある場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>